

福島町まちづくり基本条例の取り組み状況について (5/31、7/30 議会総務教育常任委員会提出資料)

追加資料

章	条	項目	現状の認識	課題と方向性	判断
前 文			検討なし		継続 (現状推進)
第1章 総則	第1条	目的	検討なし		継続 (現状推進)
	第2条	用語の 意味	検討なし		継続 (現状推進)
	第3条	まちづ くりの 目標	検討なし		継続 (現状推進)
第2章 町民の 参画及 び協働	第4条	町民の 役割と 基本姿 勢	検討なし		継続 (現状推進)
	第5条	町民の 権利	検討なし		継続 (現状推進)
	第6条	満20歳 未満の 町民の 権利	検討なし		継続 (現状推進)

福島町まちづくり基本条例の取り組み状況について (5/31、7/30 議会総務教育常任委員会提出資料)

追加資料

章	条	項目	現状の認識	課題と方向性	判断
第2章 町民の 参画及 び協働	第7条	参画及 び協働	福島町みんなで考える提案に関する要綱を制定し、施策や計画の策定に関する提言をしやすい環境づくりに努めるとともに、各課における各種委員会等においても、同様な環境整備に努めている。	みんなで考える提案に関する要綱に基づく提言はなされているが、それ以外の提言等は皆無の状況である。町民から提言・提案、町政への参画ができるような環境整備に努める。	継続 ・町政への参画、協働のまちづくりなどへの参画しやすい環境整備の推進
	第8条	参画機 会の保 障	計画にあっては、これまでも町民参画の手法を取り入れ進めてきているが、条例については本条例の検討の例により進める必要がある。また、第9条及び第10条に規定する委員の公募やパブリックコメントを実施し、広く町民が参画する機会の保障に努めている。各課においても、アンケートやタウンミーティング、委員の公募により広く町民が参画する機会の保障に努めている。	今後における計画策定や条例制定においては、引き続き町民の参画機会を確保し、民意の反映されたまちづくりに努める。	継続 ・様々な手法による参画機会の確保
	第9条	委員の 公募	第8条に規定する参画機会を保障するとともに、重要な役割を担う審議会等(17団体)において委員の公募を実施しているが、応募する町民がごく一部に限られていることから、委員の選任に苦慮している状況にあり、現職委員に継続して就任をお願いしている例もある。また、委員の高齢化に伴う、世代交代時期を迎えている。	公募委員の募集については、応募者が少なく各課苦慮している現状にあるが、町民参加の機会を保障し公正を図る上でも、引き続き公募に努める。	継続 ・公募委員の確保
	第10条	パブ リック コメン ト―町 民の意 見表明 ―	参画機会を保障するための具体的な手法の一つとしてパブリックコメントを実施している。パブリックコメントについては、少数であるが、意見の提出されている事案もあり、ある程度は制度の周知がなされているものと思われる。各課においても各種計画策定等に併しパブリックコメントを実施したが意見の提出はなかった。なお、専門性のある計画に対する意見提出は困難と思われる。	意見提出は少数であるが、ある程度は制度の周知がなされているものと思われる。コメント対象の計画(案)や条例(案)等の閲覧の方法などを工夫しながら、引き続き制度の周知に努める。	継続 ・コメント対象の計画(案)、条例(案)等の周知や閲覧方法の工夫

福島町まちづくり基本条例の取り組み状況について (5/31、7/30 議会総務教育常任委員会提出資料)

追加資料

章	条	項目	現状の認識	課題と方向性	判断
第2章 町民の 参画及 び協働	第11条	コミュニ ティ活 動の推 進	コミュニティ活動支援のため町内会担当職員を配置し、町内会要望の取りまとめや行政連絡事項の伝達など、地域に根差した活動とコミュニティ活動を支援するための予算の確保に努めている。また、各課においては地域生活学級などの開催により地域に根差した活動とコミュニティ活動への支援を行っているほか、関係機関との連携に努めている。	今後も、地域の活性化に大きな役割を果たしているコミュニティ活動の推進については自主的・自立的な活動を尊重し、必要な支援に努める。	継続 ・支援内容の充 実
第3章 議会	第12条	議会の 役割と 責務	議会基本条例により規定しているため、検討は不要であるが、担当課においては、町民にわかりやすい開かれた議会の取り組み、議員相互の自由討議の実施や町民が実感できる政策の提言・提案については、別に定めた議会基本条例により、着実に進めている。議会では、これらの取り組みを検証しながら、具体的な行動計画を立て改善等を進めている。	福島町議会基本条例による行動計画書（H23.12）を策定し、大きく13項目について改善等を進めている。	継続 （現状推進）
	第13条	議員の 責務	議会基本条例により規定しているため、検討は不要であるが、担当課においては、毎年、議員個人の自己評価及び活動目標（公約）を議会だよりと議会HPで公表し、議員としての活動を広く周知し、町民の信託に応えるために議員活動をしている。総体的な内容は、前条と同様である。	福島町議会基本条例による行動計画書（H23.12）を策定し、大きく13項目について改善等を進めている。	継続 （現状推進）
第4章等 町長等	第14条	町長の 責務	平成24年度3月会議において、問責決議が可決されたことについては、町政の執行者として真摯に受け止めている。	問責決議を真摯に受け止め、今後の町政執行にあたっては、町政の執行者として全身全霊をかけて町民の負託に応えられるよう、責任をもって取り組む。	改善 ・強い指導力を 発揮する ・関係機関及び 庁舎内の連携を 強化する

福島町まちづくり基本条例の取り組み状況について (5/31、7/30 議会総務教育常任委員会提出資料)

追加資料

章	条	項目	現状の認識	課題と方向性	判断
第4章 町長等	第15条	就任時の宣誓	町長、副町長、教育長の就任にあたりそれぞれ宣誓をしている。	現状維持が適切。	継続 (現状推進)
	第16条	執行機関の責務	各々の分野において誠実に対応している。	現状維持が適切。	継続 (現状推進)
	第17条	町職員の責務	職員の研修機会の確保や職員研修の充実を進め知識の取得を進めるとともに、第11条、第16条同様、地域に根差した行政の推進に努めている。また、地方自治法・地方財政法等に沿い、経済的な財政運営に努めており、法令に基づき適正に実施している。	現状維持が適切。	継続 (現状推進)
第5章 町政運営	第18条	総合計画	毎年度、実施計画においてはローリングを行い事業見直しを図っている。総合計画の進行状況については、審議会において審議し結果についても公表しているが、町民に広く周知する方法の検討が必要である。	次期計画策定に向けて進行管理の手法や事業の進捗状況の公表について、検討を進める。	継続 ・進行管理や進捗状況の公表等の手法検討

福島町まちづくり基本条例の取り組み状況について (5/31、7/30 議会総務教育常任委員会提出資料)

追加資料

章	条	項目	現状の認識	課題と方向性	判断
第5章 町政運営	第19条	財政運営	まちづくり行財政推進プランにおいてH22～H26までの財政計画を策定しているが、前条同様、町民に広く周知する方法の検討が必要である。なお、総合計画と行財政推進プランと連動し計画推進されているが、国等の今後の財政見込の不確定が多い。	公表方法に検討を加えるとともに、国等の財政見込が示された段階で、総合計画等の再検討を行う。	継続 ・公表方法や周知方法等の検討
	第20条	行政改革・行政評価	行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組んでいる。行政評価については、事務事業評価を3年間試行してきたが、評価項目、様式等を含め、様々な課題がある。	限られた財源で事務事業を推進するための節減策が必要。また、徴収事務管理の効率化（電算化）や徴収体制の強化が必要。次期総合計画策定にあわせ、行政評価の手法等について整理が必要。	改善 ・行政改革大綱の見直し ・行政評価方法の見直し
	第21条	組織・機構	これまでも、機構再編（改革）や定員管理計画の見直しを実施し、町民にわかりやすい組織、機構の再編に努めている。組織、機構の再編にあたっては、社会経済情勢や町民ニーズにマッチした柔軟な対応が必要であり、現行の組織、機構が現状に合っているのか評価が必要である。正職員が年々減少し、補充は臨時職員となっているため、正職員が負担する事務量が増えており、時間外対応が多い現状にある。臨時職員の業務は限定的であるため、機構再編計画にあった正職員配置の配置が必要である。	業務に見合った体制にするため、機構および定員管理計画の見直しが必要。	改善 ・機構再編、定員管理計画の見直し
	第22条	災害等への対応	災害をはじめとする緊急時の対応については、各関係機関と連携しながら対応している。平成24年度において各町内会において津波災害を想定した説明会を開催し、災害時の避難方法など、自ら考え行動する必要があることを周知してきているところである。	防災訓練実施時や防災計画の見直しに合わせ、防災意識の周知徹底を図る。	継続 ・防災意識向上のための啓発活動の充実

福島町まちづくり基本条例の取り組み状況について (5/31、7/30 議会総務教育常任委員会提出資料)

追加資料

章	条	項目	現状の認識	課題と方向性	判断
第5章 町政運営	第23条	住民投票	これまで事案は生じていないが、今後、該当事案が生じた場合、適切に対応する。	現状維持が適切。	継続 (現状推進)
第6章 情報共有	第24条	情報共有の原則	町政に関する情報については、町民に提供できるよう努めている。互いに情報を提供しあい、情報が共有されているか評価が必要である。また、町民からの情報に関しては、必要に応じて町民から寄せられるが、どちらかといえは町が受身となりやすいのが課題である。	町から町民への情報提供は、各媒体を活用しながら行っているが、町民と情報が共有されているか評価しながら引き続き情報共有を進めることに努める。また町民からの情報を積極的に収集する。	継続 ・情報共有意識の醸成 ・町民からの情報収集の充実
	第25条	情報提供	町からの情報提供については、広報紙や回覧、各戸配布、ホームページにより情報共有に努めている。情報公開条例に基づく公開請求があった場合には適切な対応し、個人情報の取り扱いには十分留意したうえで、まちづくりに関する情報提供に努めている。	町から町民への情報提供は、各媒体を活用しながら行っているが、引き続きわかりやすい情報提供に努める。	継続 ・情報提供の徹底 ・分かりやすい媒体の作成
	第26条	説明責任	重要案件については、各種委員会や場合により住民説明会を開催し、意見反映に努めている。施策の内容については、総合計画の実施計画の公表、行政評価の公表などにより対応しているが、町民にわかりやすく説明されているか評価が必要。また、会議資料、会議録、計画等をホームページに掲載しているが、町民にわかりやすく説明されているか評価が必要。	重要案件等については、住民説明会を開催するなどして、懇切丁寧な説明に努めているが、引き続き町民に対する説明手法について検討を進める。	継続 ・説明手法の工夫

福島町まちづくり基本条例の取り組み状況について (5/31、7/30 議会総務教育常任委員会提出資料)

追加資料

章	条	項目	現状の認識	課題と方向性	判断
第6章 情報共有	第27条	応答責任	これまでも、意見および要望、苦情に対しては各々の分野において迅速かつ誠実な対応に努めている。	現状維持が適切。	継続 ・迅速かつ適切な対応の徹底
	第28条	個人情報の保護	個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護に努めている。	現状維持が適切。	継続 ・個人情報保護条例の遵守
第7章 連携	第29条	様々な人々との交流	北海道福島会、札幌福島会をはじめ、友好町（長崎県松浦市、長野県木曾町）や町外の方々との交流のなかで、知恵や意見を得られるよう努めている。更に、この他の福島町に関係、関心のあるの方々との活動や交流を進める必要がある。	ふるさと会の方との交流を始め、町民以外の福島町に関心のある人々と交流の推進や交流人口を増やすための手法を検討する。	継続 ・情報交換の充実 ・交流人口増対策の検討
	第30条	広域的な連携	これまでも、各々の分野において広域的な取り組みを進めており、必要に応じて各種委員会を設けるなど連携に努めている。	効率的な町政運営と町民サービスを図るため、広域的な連携を推進する。	継続 ・広域連携分野の検討 ・連携事項の充実

福島町まちづくり基本条例の取り組み状況について (5/31、7/30 議会総務教育常任委員会提出資料)

追加資料

章	条	項目	現状の認識	課題と方向性	判断
第8章 条例の 位置づ け	第31条	この条例の位置づけ	検討なし		継続 (現状推進)
	第32条	まちづくり推進会議の設置	まちづくり推進会議の位置づけとしては良いが、他の類似している委員会等があれば、統合などの検討を進める必要がある。	公募委員の募集において苦慮している現状があり、類似する委員会等の統合を検討する。	改善 ・総合計画審議会との統廃合の検討
	第33条	条例の検討及び見直し	まちづくり推進会議において平成24年度に検討した結果、条文に関する見直しは不要との結論が出されている。	現状維持が適切。	継続 (現状推進)